

山口県報

平成20年
9月9日
(火曜日)

目 次

告示

解除予定保安林(山口市)(森林整備課).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....一

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(四件)(港湾課).....二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課).....五

公告

平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課).....六

公共測量の実施(監理課).....七

徳山下松港港湾計画の変更の概要(港湾課).....七



山口県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除予定保安林の所在場所
山口市鑄銭司字梅ノ木二三六一の三五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

土砂の流出の防備
社会福祉施設用地とするため
「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済部
林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年九月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
路 線 名 銭壺山公園線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市由宇町字浴の口四〇八七の一地先から 同市由宇町千鳥ヶ丘二丁目四〇四三の一地先まで	最狭 四一〇・四 最広 四六・五	最狭 一三・五 最広 三〇・五	四六二・〇	三八四・〇	道路改良工事に 完了による。

山口県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年九月九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 銭壺山公園線	岩国市由宇町字浴の口四〇八七の一地先から 同市由宇町千鳥ヶ丘二丁目四〇四三の一地先まで	平成二十年九月十日

山口県告示第四百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸岩国港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県山口南沿岸岩国港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 岩国市藤生町一丁目から同市長野字長野尻までの間
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

ること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年九月八日までに山口県知事の結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県岩国港湾管理事務所 岩国市新港町四丁目二六番五号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月九日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県岩国港湾管理事務所（電話〇八二七一一二二―二二七一一）にすること。

山口県告示第四百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸久賀港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の

審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県山口南沿岸久賀港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 大島郡周防大島町大字久賀字櫛ノ鼻から同大字字江尻浜までの間、同町大字小松開作字中良田から同町大字小松字磯崎までの間及び同町大字秋字吉浦東から同町大字家房字横山までの間
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	津波及び高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年九月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月九日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第四百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸三田尻港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県山口南沿岸三田尻港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)
 - (一) 履行場所 防府市大字江泊字草崎から同市大字田島字西泊沖までの間及び同市大字向島字小田山から同大字字上宮までの間
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の（二）に規定する審査で平成二十年九月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月九日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、防府土木建築事務所（電話〇八三五―二二―三四八五）にすること。

山口県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山南沿岸下関港海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 山口県山南沿岸下関港海岸に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）

- (一) 履行場所 下関市乃木浜二丁目から同市壇之浦町までの間
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の（一）の規定

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年九月八日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月九日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、下関土木建築事務所(電話〇八三―二二三―七二〇一)にすること。

山口県告示第四百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、山口県立秋美術館・浦上記念館陶芸展示施設機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関成

一 山口県立秋美術館・浦上記念館陶芸展示施設機械設備工事

(一) 工事場所 萩市大字平安古町字安吉及び字遠年地内

(二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階、地上二階建 延べ面積 二、四三九平方メートル	空気調和設備工事一式 給排水衛生設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年九月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が八百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年九月二十九日から同年十月二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年十月九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。



(三六四)平成二十年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 閑 成

一 試験の日時

平成二十年十一月十四日(金曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号
山口県庁共用第五会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成二十年十月十日(金曜日)から同月三十一日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

七千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手

を貼ったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三二五五)にすること。

(三六五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年九月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
公共測量(基準点設置)
- 二 作業の地域
宇部市大字際波
- 三 作業の期間
平成二十年九月二十日から平成二十一年一月三十一日まで

(三六六) 徳山下松港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、徳山下松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成二十年九月九日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 港湾計画の変更の概要

平成四年九月十八日山口県公告(三三四)によりその概要を公告した徳山下松港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりです。

(一) 係留施設計画
係船くいの追加

地区名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	パイラス数	用途
徳山東部地区	専用	七・五	二	一般船用

(二) その他の計画

効率的な運営を特に促進する区域(臨海部産業エリア)

地区名	港湾施設の種別又は土地の用途	規模又は面積
徳山西部地区	埠頭用地	面積八ヘクタール
	交通機能用地	面積一ヘクタール
徳山東部地区	港湾関連用地	面積二二ヘクタール

二 港湾計画の縦覧の場所

山口県土木建築部港湾課

平成二十年九月九日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）